

うるま市教育委員会告示第18号

うるま市立小・中学校給食費物価高騰支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年8月24日

うるま市教育委員会 教育長 嘉手苺 弘美

うるま市立小・中学校給食費物価高騰支援事業実施要綱の一部を改正する告示

うるま市立小・中学校給食費物価高騰支援事業実施要綱（令和7年うるま市教育委員会告示第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
（趣旨） 第1条 この告示は、物価高騰等の影響を受ける小学校に通う児童及び中学校に通う生徒の保護者の学校給食における負担軽減を図るうるま市立小・中学校給食費物価高騰支援事業（以下「事業」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。 （対象者） 第2条 事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者の保護者とする。 （1） うるま市立学校設置条例（平成17年うるま市条例第67号。以下「条例」という。）別表第1に掲げる小学校に通う児童（以下「対象児童」という。） （2） 条例別表第2に掲げる中学校に通う生徒（以下「対象生徒」という。） 2 前項の規定にかかわらず、<u>対象児童の保護者が第1号に該当する場合又は対象生徒の保護者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の対象外とする。</u>	（趣旨） 第1条 この告示は、物価高騰等の影響を受ける小学校に通う児童及び中学校に通う<u>特別支援教育就学奨励費の対象者として市が認めた</u>生徒の保護者の学校給食における負担軽減を図るうるま市立小・中学校給食費物価高騰支援事業（以下「事業」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。 （対象者） 第2条 事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「<u>対象児童等</u>」という。）の保護者とする。 （1） うるま市立学校設置条例（平成17年うるま市条例第67号。以下「条例」という。）別表第1に掲げる小学校に通う児童 （2） 条例別表第2に掲げる中学校に通う<u>特別支援教育就学奨励費の対象者として市が認めた生徒</u> 2 前項の規定にかかわらず、<u>対象児童等の</u>保護者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の対象外とする。

(1) ・ (2) [略]

(教育委員会が負担する対象児童に係る学校給食費の額)

第3条 教育委員会は、対象児童にあっては、次の各号により算出した額を学校給食費の一部として負担する。

(1) うるま市立学校給食センター会計規程（平成21年うるま市訓令第3号。以下「規程」という。）別表第1に掲げる小学校の給食費の基準月額と給食費負担軽減交付金実施要領（令和8年3月24日付け総合教育政策局長決定）3

(2) の表の基準額との差額に給食実施校の在籍児童数を乗じて得た額を算出する。

(2) 前号により算出した額に11を乗じて得た額を算出する。

(教育委員会が負担する対象生徒に係る学校給食費の額)

(1) ・ (2) [略]

(教育委員会が負担する額)

第3条 教育委員会は、うるま市立学校給食センター会計規程（平成21年うるま市訓令第3号。以下「規程」という。）別表第1に掲げる小学校の給食費基準額の2分の1に相当する額（前条第1項第2号に規定する生徒にあっては、規程別表第1に掲げる中学校の給食費基準額の4分の1）に対象児童等毎に喫食月数を乗じて得た額を合計し、学校給食費の一部として負担するものとする。

2 教育委員会は、規程第5条第1項第1号から第4号に該当する場合は、同条により日割算定した額の2分の1に相当する額（前条第1項第2号に規定する生徒にあっては、4分の1に相当する額）に対象児童等毎に得た額を合計し、学校給食費の一部として負担するものとする。

3 教育委員会は、規程第6条に該当する場合は、同条により算定して得た額の2分の1に相当する額（前条第1項第2号に規定する生徒にあっては、4分の1に相当する額）に対象児童等毎に得た額を合計し、学校給食費の一部として負担するものとする。

第3条の2 教育委員会は、対象生徒にあっては、対象生徒毎に次の各号により算出し、対象生徒毎に算出して得た額の総額を学校給食費の一部として負担する。

(1) 完全給食を受ける対象生徒は、次のアからウまでの規定により算出する。

ア 規程別表第1に掲げる中学校の給食費の基準月額の2分の1（特別支援教育就学奨励費の対象者として市が認めた生徒（以下「特別支援教育就学奨励費対象生徒」という。）にあっては4分の1）に当該対象生徒の喫食月数を乗じて得た額を算出する。

イ 給食費の日割り算定が必要な対象生徒については、規程第5条第1項第1号から第4号までの規定により算出した額に2分の1（特別支援教育就学奨励費対象生徒にあっては4分の1）を乗じて得た額を算出する。

ウ ア及びイにより算出した額を合算して得た額を算出する。

(2) 規程第6条に該当する対象生徒は、次のアからウまでの規定により算出する。

ア 規程第6条第3項の規定により算出して得た額に2分の1（特別支援教育就学奨励費対象生徒にあっては4分の1）を乗じて得た額を算出する。

イ 規程第6条第5項の規定により日割り算定が必要な対象生徒については、規程第5条第1項第1号から第4号までの規定により算出した額に2分の1（特別支援教育就学奨励費対象生徒にあっては4分の1）を乗じて得た額を算出する。

ウ ア及びイにより算出した額を合算して得た額を算出する。

(事業実施期間)

第4条 事業の実施期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(事業実施期間)

第4条 事業の実施期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(負担の方法) 第5条 教育委員会は、<u>第3条及び第3条の2</u>の規定により算出された額の総額を本市の一般会計で負担し、学校給食センター会計に支出するものとする。 (事業報告) 第6条 <u>学校給食センター</u>は、事業実施期間の3月末日までに、事業に係る報告書に係る書類を添えて、教育委員会に提出するものとする。 (事業の経理等) 第7条 <u>学校給食センター</u>は、事業に係る帳簿を整備しておくとともに、事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管するものとする。 第8条 [略]	(負担の方法) 第5条 教育委員会は、<u>第3条</u>の規定により算出された額の総額を本市の一般会計で負担し、学校給食センター会計に支出するものとする。 (事業報告) 第6条 <u>センター</u>は、事業実施期間の3月末日までに、事業に係る報告書に係る書類を添えて、教育委員会に提出するものとする。 (事業の経理等) 第7条 <u>センター</u>は、事業に係る帳簿を整備しておくとともに、事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管するものとする。 第8条 [略]
備考 1 現行の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。 2 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この告示は、令和8年8月24日から施行し、令和8年4月1日から適用する。